## 質疑回答

2018.06.04

| No | 質疑箇所            | 質疑事項                           | 回答                          |
|----|-----------------|--------------------------------|-----------------------------|
|    | 基本設計業務委託仕様書     | 「敷地横断する水路の経路変更はいとわない。」とのことですが, | 原則、開発行為に該当すると思われますが、現在、千葉県に |
|    | II - 2 - (1)  ③ | 当該水路は公図上も水路となっています。経路変更の場合は開   | 確認をしております。                  |
| 52 |                 | 発許可申請が必要になると考えてよろしいでしょうか。      | ※質疑回答期限を過ぎても、県から回答が届き次第、報告さ |
|    |                 |                                | せていただきます。                   |
|    |                 |                                | → ※開発行為に該当する旨の回答をいただきました。   |
|    | 仕様書             | 水路の経路変更はいとわない。とありますが、その場合都市計画  | 原則、開発行為に該当すると思われますが、現在、千葉県に |
|    | 2(1)前提条件③       | 法上の開発行為に該当するのでしょうか。            | 確認をしております。                  |
| 74 |                 |                                | ※質疑回答期限を過ぎても、県から回答が届き次第、報告さ |
|    |                 |                                | せていただきます。                   |
|    |                 |                                | → ※開発行為に該当する旨の回答をいただきました。   |